

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第86期第3四半期(自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)

【会社名】 高砂香料工業株式会社

【英訳名】 TAKASAGO INTERNATIONAL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井垣 理太郎

【本店の所在の場所】 東京都大田区蒲田5丁目37番1号

【電話番号】 03 - 5744 - 0516

【事務連絡者氏名】 経理部長 笠松 弘典

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区蒲田5丁目37番1号

【電話番号】 03 - 5744 - 0516

【事務連絡者氏名】 経理部長 笠松 弘典

【縦覧に供する場所】 高砂香料工業株式会社大阪支店
(大阪市北区堂島浜1丁目4番16号アクア堂島NBFタワー6階)

高砂香料工業株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦1丁目10番27号カネヨビル3階)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第85期 第3四半期 連結累計期間	第86期 第3四半期 連結累計期間	第85期
会計期間		自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高	(百万円)	88,656	87,870	114,861
経常利益	(百万円)	6,352	4,953	5,989
四半期(当期)純利益	(百万円)	4,207	2,588	3,984
四半期包括利益 又は包括利益	(百万円)	1,102	1,525	375
純資産額	(百万円)	54,117	52,930	52,637
総資産額	(百万円)	121,560	118,665	119,334
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	41.92	25.86	39.70
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	43.6	43.6	43.2

回次		第85期 第3四半期 連結会計期間	第86期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	8.79	0.35

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第85期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社においても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、アジアでは堅調な経済環境を維持しているものの、欧州の財政不安がもたらす世界的な景気減速懸念が広がり、全体としては先行き不透明な状況で推移しております。わが国の経済は、緩やかなデフレ状態が継続し、また東日本大震災の影響により停滞していた生産活動についても、サプライチェーンの復旧や各種政策効果などを背景に持ち直しが期待されるものの、海外景気の下振れリスクや円高の影響など、依然として楽観できない状況が続いております。

中国や東南アジア他の成長市場が順調に伸びてきた香料業界においては、欧米市場でも回復基調が見られたものの、円高や香料原料の高騰が当社の連結業績に大きく影響いたしました。また当社を含む世界トップグループの香料会社による寡占化傾向の中でのシェア争いや、市場が成熟し、かつ継続的なデフレ状況下での国内の事業展開など、内外ともに非常に厳しい競争環境が続いております。

このような中、当第3四半期連結累計期間の売上高は87,870百万円（前年同四半期比0.9%減）となりました。部門別売上高では、フレーバー部門は、当社の商品売上が低調に推移し、53,546百万円（前年同四半期比1.4%減）、フレグランス部門は、当社及び欧州子会社等が伸長したこと等により、20,213百万円（前年同四半期比1.0%増）、アロマケミカル部門は、メントールの需要回復やフレグランス市況の回復等により、6,864百万円（前年同四半期比4.8%増）、ファインケミカル部門は、医薬中間体が低調となり、6,128百万円（前年同四半期比8.0%減）となりました。その他不動産部門は、1,116百万円（前年同四半期比1.0%減）となりました。

利益面では、営業利益は4,755百万円（前年同四半期比25.4%減）、経常利益は4,953百万円（前年同四半期比22.0%減）、四半期純利益は2,588百万円（前年同四半期比38.5%減）となりました。

セグメントにつきましては、日本は、当社のファインケミカル部門が低調に推移した一方で、フレーバー部門の製品売上が伸長したこと等により、売上高は52,626百万円（前年同四半期比2.0%減）、営業利益は3,383百万円（前年同四半期比3.0%増）となりました。米州は、米国子会社が低調に推移したこと及びブラジル子会社の新工場稼働に伴う経費増加等により、売上高は14,668百万円（前年同四半期比7.5%減）、営業損失は28百万円（前年同四半期は営業利益1,075百万円）となりました。欧州は、フランス子会社及びスペイン子会社等が売上を伸ばしたものの、利益が伸び悩み、売上高は10,794百万円（前年同四半期比9.8%増）、営業利益は286百万円（前年同四半期比55.6%減）となりました。アジアは、中国子会社等が順調に推移したものの、シンガポール子会社が原料高騰等により減益となり、売上高は9,780百万円（前年同四半期比5.2%増）、営業利益は941百万円（前年同四半期比26.8%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

（株式会社の支配に関する基本方針）

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」の企業理念の下、常に香料及びその関連技術の最先端の研究を続け、フレーバー製品、フレグランス製品の原料提供を通じて消費者に高付加価値な製品を提供しております。また、医薬中間体を中心とするファインケミカル事業の分野においても、グローバル市場での厳しい競争環境にもかかわらず世界的に高い評価を得ております。

その結果として、当社グループは、国内香料業界のリーディングカンパニーであると同時に、アジア唯一のグローバル香料会社としてのポジションを築き上げ、世界でも屈指の香料会社に成長してまいりました。

このような当社の持続的な競争優位性・企業価値を支えているものは、次の諸点と考えております。

長年培ってきた技術力とそれを基盤とした事業シナジー

長年培ってきた高品質且つ高付加価値の合成香料の製造及び医薬中間体の開発をはじめとするファインケミカル事業を支える不斉合成技術・触媒反応等の技術、またこれらの技術を基盤として、有機的一体として結合している4つの事業部の強みを活かしながら事業展開することによる、競合他社には無い独自のシナジー効果の発揮。

多様な嗜好性への深い理解とそれを活かす創香の経験やノウハウ

消費者の多様な嗜好性に対応するお客様の商品開発を強力に下支えするための創香に関する経験と技術的な蓄積。さらには、少量多品種かつ変化の激しい香料市場において、お客様の要望に迅速に対応するために確立された生産・供給体制。

厳しい安全性基準を満たす製品への高い信頼と、これを維持するノウハウ

その性格上非常に厳しい安全性を求められる香料製品について、関連法令はもとより、厳格な社内基準をも満たす当社製品の高い品質・安全性とそれを維持管理するために長年に亘り蓄積された情報により確立されたシステム。

グローバルに経営資源を有効活用できる組織体制

各事業で蓄積されたノウハウを海外拠点も含めた当社グループで共有・有効活用し、世界規模で営業展開するグローバルなお客様への対応やグローバル事業展開を図るために確立された業務推進組織体制。

以上の強みを生かし、当社は今後も成長してまいります。

しかし、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案

するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、長年にわたり蓄積してきた膨大なノウハウと高い技術力に裏打ちされた当社独自の事業展開によるシナジー効果の評価、さらにはあらゆる消費財と地域の嗜好に対応した多品種な香料製品を提供する当社の企業価値の評価は困難であり、当社の企業価値の適正な評価には時間を要する上に、買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當でないかについて慎重な判断を要します。

また、当社の4事業の一部が売却されるようなことがあれば、各事業分野の有機的結合により実現される大きなシナジー効果が失われるおそれが高く、また、長期的視点に立っての研究開発及び品質・安全性に対する継続的な投資が行われませんと、技術的基盤が弱体化するのみならず、当社製品の高い安全性への信頼が損なわれ、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際には、主として次の種類の買付行為を行う株主は、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。具体的には、大量買付行為のうち、後述の本プランに定める手続を遵守しない買付、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付、強圧的二段階買付等、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社のお客様、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適當な買付を行う場合、当該買付行為を行う株主は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。

2. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループは、平成18年2月に策定した中期経営計画『プログラムG3』（Growth in Group & Global）（2006年度～2008年度）に続き、平成21年2月に中期経営計画『New Takasago Global Plan（GP-1）』（2009年度～2011年度）を策定し、「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す。」を経営基本方針の一つとして、当社グループのブランド価値と企業価値、及び株主共同の利益の向上を追求いたしております。

中期経営計画における骨子は次の通りです。

「基本戦略」

アジア強化

グループ全社挙げてアジア強化を図る

世界トップレベル人材開発のための基盤づくり

世界トップクラスを達成維持するための人材開発制度の確立

環境対応強化（EHS宣言に基づく環境対策）

業績面に偏ることなく、CSR（企業の社会的責任）面でもトップクラスを目指す

顧客対応の充実

顧客のニーズに対応できる体制の確立

このような、競争優位性を確立し永続的な成長を実現するための取組みにより、ブランド価値と企業価値、及び株主共同の利益の向上を追求してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入しております。

この対応策は、平成19年6月28日開催の第81回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、平成22年6月25日開催の第84回定時株主総会において一部改定が承認されました。（以下、改定後の対応策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社株式に対する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、買付者により以下のいずれかに該当する買付（以下「対象買付」といいます。）がなされたときに、本新株予約権の無償割当てをするか否かを検討します。買付者は、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとし、

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を当社に提出していただきます。その後、買付者等から提出された情報が、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は有識者のいずれかに該当する者で構成される特別委員会に提供され、その評価、検討を経るものとし、特別委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。特別委員会は、買付者から提出された「買付説明書」の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要な情報を追加提出するよう求めることがあります。

特別委員会は、買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施

することを勧告します。

当社取締役会は、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は本新株予約権の無償割当ての要件の該当可能性が問題となっている場合等、本新株予約権の無償割当てを実施するに際して株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(注) 以上は概要となりますので、詳しい内容に関しましては当社ウェブサイト2010年5月14日付「当社の株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」を御参照下さい。

(<http://pdf.irpocket.com/C4914/ydRw/zdPg/c4ri.pdf>)

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、6,225百万円であります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く香料事業の環境は、引き続きアジア地域やその他の新興国市場で堅調な成長が期待されるものの、欧米市場では一層の競争激化が予想され、需要動向についても先行き不透明感が高まっています。

一方で、国内経済は東日本大震災直後の影響から、足元では上向きの動きが見られるものの、継続するデフレ状態と、依然として厳しい雇用環境に加え、電力供給の制約や原油高など景気が下振れすることも予想されます。

このような見通しの中、当社グループは、中期経営計画『NEW TAKASAGO GLOBAL PLAN (GP-1)』(2009-2011年度)に取り組んでおり、「アジア強化」、「世界トップレベル人材開発のための基盤づくり」、「環境対応強化」、「顧客対応の充実」をグループ基本戦略とし、世界トップレベルの香料会社となるべく着実に行動してまいります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	100,761,988	100,761,988	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000 株であります。
計	100,761,988	100,761,988		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日		100,761,988		9,248		8,355

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 551,000		
	(相互保有株式) 普通株式 117,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,468,000	99,468	
単元未満株式	普通株式 625,988		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	100,761,988		
総株主の議決権		99,468	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権5個)含まれております。
2. 「単元未満株式」欄には、当社保有の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。
- | | |
|--------|---------------|
| 自己保有株式 | 404株 |
| 相互保有株式 | 南海果工株式会社 636株 |
3. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 高砂香料工業株式会社	東京都大田区蒲田 5丁目37番1号	551,000		551,000	0.55
(相互保有株式) 南海果工株式会社	和歌山県日高郡 日高川町土生1181番	117,000		117,000	0.12
計		668,000		668,000	0.66

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,136	10,129
受取手形及び売掛金	21,924	25,050 ₃
商品及び製品	18,734	18,237
仕掛品	256	228
原材料及び貯蔵品	10,225	10,666
その他	2,876	3,198
貸倒引当金	194	166
流動資産合計	65,959	67,344
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	20,081	19,236
その他(純額)	16,124	15,825
有形固定資産合計	36,205	35,062
無形固定資産	3,560	3,021
投資その他の資産		
投資有価証券	11,612	11,325
その他	2,170	2,025
貸倒引当金	174	114
投資その他の資産合計	13,609	13,236
固定資産合計	53,375	51,321
資産合計	119,334	118,665
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,621	13,052 ₃
短期借入金	19,868	18,213
1年内返済予定の長期借入金	4,871	5,076
1年内償還予定の社債	460	460
未払法人税等	519	711
賞与引当金	1,594	801
役員賞与引当金	33	25
その他	5,227	5,614
流動負債合計	44,196	43,954
固定負債		
社債	900	550
長期借入金	12,906	12,644
退職給付引当金	7,895	7,810
役員退職慰労引当金	7	8
その他	792	766
固定負債合計	22,500	21,779
負債合計	66,697	65,734

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,248	9,248
資本剰余金	8,358	8,358
利益剰余金	38,694	40,480
自己株式	185	566
株主資本合計	56,115	57,520
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,697	3,811
為替換算調整勘定	8,266	9,534
その他の包括利益累計額合計	4,568	5,723
少数株主持分	1,090	1,133
純資産合計	52,637	52,930
負債純資産合計	119,334	118,665

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	88,656	87,870
売上原価	60,464	61,394
売上総利益	28,192	26,475
販売費及び一般管理費	21,818	21,720
営業利益	6,374	4,755
営業外収益		
受取利息	14	15
受取配当金	292	297
持分法による投資利益	22	76
その他	386	442
営業外収益合計	716	831
営業外費用		
支払利息	403	362
為替差損	243	106
その他	92	164
営業外費用合計	738	633
経常利益	6,352	4,953
特別利益		
固定資産売却益	1	2
投資有価証券売却益	41	-
貸倒引当金戻入額	14	-
特別利益合計	57	2
特別損失		
固定資産処分損	49	20
減損損失	-	34
投資有価証券評価損	73	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	138	-
ゴルフ会員権評価損	-	28
その他	2	2
特別損失合計	263	86
税金等調整前四半期純利益	6,147	4,869
法人税、住民税及び事業税	1,153	1,268
法人税等調整額	616	867
法人税等合計	1,769	2,135
少数株主損益調整前四半期純利益	4,377	2,733
少数株主利益	170	144
四半期純利益	4,207	2,588

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,377	2,733
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	753	116
為替換算調整勘定	2,502	1,301
持分法適用会社に対する持分相当額	18	23
その他の包括利益合計	3,274	1,208
四半期包括利益	1,102	1,525
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	981	1,433
少数株主に係る四半期包括利益	121	91

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>(法人税率の変更等による影響)</p> <p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。この税率変更による、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)への影響は軽微であります。法人税等調整額は300百万円増加しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)																								
<p>1 保証債務 下記関係会社等の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">南海果工(株)</td> <td style="text-align: right;">771百万円</td> </tr> <tr> <td>(実質負担額)</td> <td style="text-align: right;">(385 ")</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: right;">31 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">802 "</td> </tr> </table> <p>このほかに、下記関係会社の金融機関の支払保証に対し、保証予約を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">Takasago International (Italia) S.R.L.</td> <td style="text-align: right;">2 "</td> </tr> </table> <p>2 受取手形裏書譲渡高は、14百万円であります。</p> <p>3</p>	南海果工(株)	771百万円	(実質負担額)	(385 ")	従業員	31 "	計	802 "	Takasago International (Italia) S.R.L.	2 "	<p>1 保証債務 下記関係会社等の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">南海果工(株)</td> <td style="text-align: right;">628百万円</td> </tr> <tr> <td>(実質負担額)</td> <td style="text-align: right;">(314 ")</td> </tr> <tr> <td>Takasago International (Italia) S.R.L.</td> <td style="text-align: right;">2 "</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: right;">24 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">654 "</td> </tr> </table> <p>2 受取手形裏書譲渡高は、51百万円であります。</p> <p>3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、当第3四半期連結会計期間末の残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">298百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">871 "</td> </tr> </table>	南海果工(株)	628百万円	(実質負担額)	(314 ")	Takasago International (Italia) S.R.L.	2 "	従業員	24 "	計	654 "	受取手形	298百万円	支払手形	871 "
南海果工(株)	771百万円																								
(実質負担額)	(385 ")																								
従業員	31 "																								
計	802 "																								
Takasago International (Italia) S.R.L.	2 "																								
南海果工(株)	628百万円																								
(実質負担額)	(314 ")																								
Takasago International (Italia) S.R.L.	2 "																								
従業員	24 "																								
計	654 "																								
受取手形	298百万円																								
支払手形	871 "																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれん及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	3,895百万円	3,596百万円
のれんの償却額	13 "	13 "
負ののれんの償却額	18 "	18 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	502百万円	5円	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	401百万円	4円	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	401百万円	4円	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	400百万円	4円	平成23年9月30日	平成23年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高							
外部顧客への売上高	53,677	15,852	9,833	9,293	88,656		88,656
セグメント間の内部売上高 又は振替高	5,115	560	980	44	6,701	6,701	
計	58,793	16,412	10,814	9,337	95,358	6,701	88,656
セグメント利益	3,283	1,075	644	1,285	6,290	84	6,374

(注) 1. セグメント利益の調整額84百万円は、セグメント間取引に係る内部損益取引の調整額92百万円、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額 9百万円、その他 2百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高							
外部顧客への売上高	52,626	14,668	10,794	9,780	87,870		87,870
セグメント間の内部売上高 又は振替高	5,591	581	907	156	7,237	7,237	
計	58,217	15,249	11,702	9,937	95,107	7,237	87,870
セグメント利益又は損失()	3,383	28	286	941	4,582	172	4,755

(注) 1. セグメント利益の調整額172百万円は、セグメント間取引に係る内部損益取引の調整額130百万円、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額49百万円、その他 7百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	41円92銭	25円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,207	2,588
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,207	2,588
普通株式の期中平均株式数(千株)	100,369	100,094

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第86期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年11月14日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	400百万円
1株当たりの金額	4円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

高砂香料工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 雅 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 邊 道 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 信 田 力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高砂香料工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。